

毒物劇物業務上取扱者に係る各種手続きの注意事項

【毒物劇物業務上取扱者届について】

業務上毒物又は劇物を取り扱うこととなった日から 30 日以内に、次の必要書類をそろえて手続きしてください。その際、毒物劇物取扱責任者設置届の提出が併せて必要です。

また、届出をする日が毒物劇物を取り扱うこととなった日から 30 日を超えている場合は、遅延理由書の提出が併せて必要となります。

- (1) 毒物劇物業務上取扱者届書
- (2) 付近の見取り図
- (3) 建物の配置図
- (4) 店舗の平面図（複数階ある場合は、全階のものが必要です）
- (5) 保管設備の概要図
- (6) 申請者が法人であるときは、登記簿謄本（発行から 3 ヶ月以内のもの）

※ 保管設備の概要図には立面図(寸法、材質、法定表示、施錠の位置を明示してください)を添付してください。

【毒物劇物取扱責任者設置届について】

毒物劇物取扱責任者設置届に必要な書類は次のとおりです。

- (1) 毒物劇物取扱責任者設置届
- (2) 取扱責任者が毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第 8 条 1 項各号に該当することを証する書類の写し及び原本
- (3) 取扱責任者の医師による診断書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (4) 取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 4 号に該当しないことを証する書類（宣誓書）
- (5) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書

【変更届について】

変更のあった日から 30 日以内に届出を行ってください。届出をする日が変更のあった日から 30 日を超えている場合は、遅延理由書の提出が併せて必要になります。

変更の届出は、内容により必要な書類が異なるため、下記を参考にしてください。

1 毒物劇物取扱責任者を変更した場合

- (1) 毒物劇物取扱責任者変更届
- (2) 毒物劇物取扱責任者が法第 8 条 1 項各号に該当することを証する書類の写し及び原本
- (3) 取扱責任者の医師による診断書（発行から 3 ヶ月以内のもの）
- (4) 取扱責任者が法第 8 条第 2 項第 4 号に該当しないことを証する書類（宣誓書）
- (5) 毒物劇物取扱責任者の使用関係証明書

2 構造設備の変更を行った場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (3) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）

3 保管設備の変更を行った場合

- (1) 変更届
- (2) 変更前の保管設備の概要図
- (3) 変更後の保管設備の概要図
- (4) 変更前の平面図（変更箇所を青線で囲んだもの）
- (5) 変更後の平面図（変更箇所を赤線で囲んだもの）

4 営業者の住所又は氏名を変更した場合

- (1) 変更届
- (2) 個人の氏名の変更の場合は戸籍抄本等（発行から 3 ヶ月以内のもの）。法人の住所又は氏名の変更の場合は登記簿謄本（発行から 3 ヶ月以内のもの）

※ 法人で開設代表者のみの変更の場合、届出は不要です。

5 店舗（営業所）の名称を変更した場合

- (1) 変更届

【廃止届について】

廃止した日から 30 日以内に、届出書を提出してください。届出をする日が廃止した日から 30 日以上経過している場合は、遅延理由書の提出が併せて必要になります。